

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月28日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第25号

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第6条第1項に規定する規則で定める者)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>女性相談支援センター</u>等から配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の交付を受けている者又は配偶者暴力対応機関等（配偶者暴力防止等法第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センター（<u>女性相談支援センター</u>を除く。））、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所その他の都道府県又は市町村の関係機関並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体をいう。）から県営住宅への入居に関する配偶者暴力被害申出受理確認書（第1号様式）の交付を受けている者</p> <p>(10)～(11) 略</p> <p>(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>女性相談支援センター</u>等（配偶者暴力防止等法第3条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する<u>女性相談支援センター</u>その他の適切な施設をいう。以下同じ。）において、同条第3項第3号の規定による一時保護（同条第4項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）を現に受けている者又は受けていた者で当該保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの</p>	<p>(条例第6条第1項に規定する規則で定める者)</p> <p>第3条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>婦人相談所</u>等から配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の交付を受けている者又は配偶者暴力対応機関等（配偶者暴力防止等法第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センター（<u>婦人相談所</u>を除く。））、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所その他の都道府県又は市町村の関係機関並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体をいう。）から県営住宅への入居に関する配偶者暴力被害申出受理確認書（第1号様式）の交付を受けている者</p> <p>(10)～(11) 略</p> <p>(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)</p> <p>第8条の2 条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>婦人相談所</u>等（配偶者暴力防止等法第3条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する<u>婦人相談所</u>その他の適切な施設をいう。以下同じ。）において、同条第3項第3号の規定による一時保護（同条第4項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）を現に受けている者又は受けていた者で当該保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの</p>

(12) 配偶者からの暴力（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を含む。）を入所理由として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条に規定する女性自立支援施設に現に入所している者又は入所していた者で退所した日から起算して5年を経過していないもの

(13)～(15) 略

（入居の許可の申請）

第8条の4 略

2 略

3 略

(1)～(6) 略

(7) 第8条の2第11号に該当する場合 女性相談支援センター等の長の証明書

(8) 第8条の2第12号に該当する場合 母子生活支援施設又は女性自立支援施設の長の証明書

(9) 第8条の2第13号に該当する場合 女性相談支援センター等の長の証明書又は県営住宅への入居に関する配偶者暴力被害申出受理確認書

(10) 略

（請書等）

第9条 略

2 略

(12) 配偶者からの暴力（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を含む。）を入所理由として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に現に入所している者又は入所していた者で退所した日から起算して5年を経過していないもの

(13)～(15) 略

（入居の許可の申請）

第8条の4 略

2 略

3 条例第8条の3第1項の規定により知事の登録を受けて入居予定者となった者が第1項の申請書を提出する場合は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 第8条の2第11号に該当する場合 婦人相談所等の長の証明書

(8) 第8条の2第12号に該当する場合 母子生活支援施設又は婦人保護施設の長の証明書

(9) 第8条の2第13号に該当する場合 婦人相談所等の長の証明書又は県営住宅への入居に関する配偶者暴力被害申出受理確認書

(10) 略

（請書等）

第9条 略

2 条例第9条第1項第1号ただし書及び第11条第2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 知事の指定する家賃債務保証業者（以下「指定保証業者」という。）と入居しようとする県営住宅の家賃その他の債務に関する保証委託契約（指定保証業者が借入人の家賃その他の債務を保証することを当該借入人が委託することを内容とする契約で知事が適当と認めるものをいう。以下同じ。）を締結した者が属する世帯であり、かつ、入居の許可を受けた者の緊急時の連絡先を知事に提出した場合

(2) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者が属する世帯の場合

3・4 略

5 入居者は、第1項の請書を提出して入居した後、当該請書に連署した連帯保証人が不在となった場合で、直ちに連帯保証人を変更し、又は立てることができない場合において、第2項の場合に該当するときは、第3項に規定する書面を提出することができる。

6 略

別表第1（第14条関係）

一般県営住宅等及び条例第31条の2の規定により使用させる一般県営住宅等

入居者の区分	家賃（月額）
1 2の項から6の項までに掲げる入居者以外の入居者	略
略	
5 <u>法第16条第1項（条例第33条において準用する場合を含む。）に規定する入居者からの収入の申告（以下「収入申告」という。）がない場合において、法第34条（条例第33条において準用する場合を含む。）の規定による報告の請求（以下「報告請求」という。）を行ったにもかかわらず、当該報告請求に応じない入居者</u>	近傍同種の住宅の家賃
6 <u>収入申告をすること及び報告請求に応じることが困難な事情があると知事が認める入居者（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令</u>	<u>毎年度、公営住宅法施行規則第9条に定める方法により把握した当該入居者の収入に応じ、近傍同種の住宅の家賃以</u>

(3) 第3条の2第11号に規定する支援を受けている者が属する世帯の場合

3・4 略

5 第2項の場合に該当しなくなった入居者は、速やかに、第1項に規定する連帯保証人の連署する請書を提出しなければならない。

別表第1（第14条関係）

一般県営住宅等及び条例第31条の2の規定により使用させる一般県営住宅等

入居者の区分	家賃（月額）
1 2の項から4の項までに掲げる入居者以外の入居者	略
略	
4 法第29条第1項（条例第33条において準用する場合を含む。）の規定に該当する入居者	近傍同種の住宅の家賃

第19号) 第8条各号に掲げる者に
限る。)

下で、令第2条の規定により
算出した額

備考

1 略

2 略
略

備考

1 略

2 法第16条第1項(条例第33条において準用する場合を含む。)に規定する入居者からの収入の申告がない場合において、法第34条(条例第33条において準用する場合を含む。)の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該入居者の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

3 略
略

第 17 号様式（第 25 条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

県営住宅駐車場使用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室
（電話番号 ）

入居者 氏 名

次のとおり駐車場を使用したいので申請します。

駐車場使用者		入居者との続柄	
使用する区画	団 地 区 画		
使用開始年月日	年 月 日		
駐車する自動車	車名	登録番号	
駐車場を必要とする理由			

- 備考 1 自動車検査証記録事項が記載された書面（新規登録の場合にあつては、売買契約書の写し及び車体の大きさ等が確認できる書類）を添付してください。
- 2 駐車する自動車は、定められた区画（2.2m×5 m）内に安全に駐車できる大きさのものにしてください。
- 3 該当する項目の□に **レ**印を記入してください。

申請者の確認欄

- 駐車場使用者及び同居している者が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金を滞納していない。
- 駐車場使用者及び同居している者が県営住宅の家賃等に滞納がある者と、その未払となっている期間に配偶者として同居していた事実はない。
- 駐車場使用者及び同居している者が暴力団員でない。
- 駐車場使用者が、香川県営住宅条例第25条第1項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入居者でなく、かつ、当該入居者と同居していない。

第 17 号様式（第 25 条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

県営住宅駐車場使用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室
（電話番号 ）

入居者 氏 名

次のとおり駐車場を使用したいので申請します。

駐車場使用者		入居者との続柄	
使用する区画	団 地 区 画		
使用開始年月日	年 月 日		
駐車する自動車	車名	登録番号	
駐車場を必要とする理由			

- 備考 1 自動車検査証の写し（新規登録の場合にあつては、売買契約書の写し及び車体の大きさ等が確認できる書類）を添付してください。
- 2 駐車する自動車は、定められた区画（2.2m×5 m）内に安全に駐車できる大きさのものにしてください。
- 3 該当する項目の□に **レ**印を記入してください。

申請者の確認欄

- 駐車場使用者及び同居している者が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金を滞納していない。
- 駐車場使用者及び同居している者が県営住宅の家賃等に滞納がある者と、その未払となっている期間に配偶者として同居していた事実はない。
- 駐車場使用者及び同居している者が暴力団員でない。
- 駐車場使用者が、香川県営住宅条例第25条第1項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入居者でなく、かつ、当該入居者と同居していない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の2、第8条の2及び第8条の4の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号。以下「改正法」という。）による改正前の道路運送車両法（以下「旧法」という。）第60条第1項、第62条第2項（旧法第63条第3項及び第67条第4項において準用する場合を含む。）若しくは第71条第4項の規定又は改正法附則第22条の規定による改正前の総合特別区域法（平成23年法律第81号）第22条の2第3項の規定により自動車検査証が交付され、又は返付された車両に係る第25条に規定する申請については、当該自動車検査証の有効期間の満了する日までの間は、この規則による改正後の第17号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日から令和5年12月31日までの間に改正法による改正後の道路運送車両法（以下「新法」という。）第60条第1項、第62条第2項（新法第63条第3項及び第67条第4項において準用する場合を含む。）若しくは第71条第4項の規定又は改正法附則第22条の規定による改正後の総合特別区域法第22条の2第3項の規定により自動車検査証が交付され、又は返付された車両（検査対象軽自動車に限る。）に係る第25条に規定する申請については、当該自動車検査証の有効期間の満了する日までの間は、この規則による改正後の第17号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 改正前の第17号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。